

# 古賀市バスケットボール協会 選手選抜規定

第1条 本会は規約第3条5項の規定に基づき選抜派遣に必要な事項を定める。

## 第1章 推薦

第2条 福岡県民体育大会及び全国青年体育大会に派遣される代表選手は、各大会規定に該当する者のうち、古賀市バスケットボール協会に加盟する団体の登録会員の中から団体代表が推薦することとする。

- ① 団体代表者は下記の点を考慮し、該当人物を推薦する。
- ② 各大会の規定条件を満たしている者。
- ③ 推薦する者は大会当日及び結団式、強化練習に積極的に参加できる者。
- ④ 古賀市を代表する者として公共のマナーを守ることができ、自己責任を負える者。
- ⑤ 古賀市を代表する者として協会事業に理解があり積極的に参加する者。

## 第2章 選抜

第3条 各登録チームより推薦された選手の中から、監督・コーチ及び協会役員で選抜し会長がこれを委嘱する。

- ① 監督・コーチ及び役員は推薦された選手のうち下記の点を考慮し選抜を行うこととする。
- ② 各大会の規定条件を満たしている者。
- ③ 古賀市を代表する者として一定の実力がある者。
- ④ 大会当日及び結団式、強化練習会に積極的に参加できる者。
- ⑤ 古賀市を代表する者として公共のマナーを守ることができ、自己責任を負える者。
- ⑥ 古賀市を代表する者として協会事業に理解があり積極的に参加する者。
- ⑦ 将来に渡り本協会への協力を得ることができると思われる者。

## 第3章 監督の選任

第4条 選抜代表監督は常任理事会で推挙し、会長が委嘱するものとする。

第5条 この規定は平成20年4月より施行する。

古賀市バスケットボール協会